

すさみ町海業取組促進事業仕様書
「周参見漁港周辺を活用した地元魚介類の直接販売プロジェクト」

1 委託業務名

すさみ町海業取組促進事業

「周参見漁港周辺を活用した地元水産物の直接販売プロジェクト」

2 業務目的

周参見漁港周辺を活かした海業（うみぎょう）を推進するため、漁業関係者による直接販売の組織体制を構築して、試験的に魚介類を直接販売する。そして、魚介類の直接販売施設の収益性を明らかにする。

また、試験的な魚介類の直接販売の結果を踏まえて、収益性が高いと考えられる周参見漁港周辺での直接販売事業の規模や方法等を関係漁業者に提案する。

海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの。

3 業務実施期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

4 業務内容

(1) 対象地区

周参見漁港

(2) 連携団体

和歌山県南漁協すさみ支所

(3) 実施内容

① 試験的な魚介類の直接販売の実施

周参見漁港周辺で試験的な魚介類の直接販売を 3 回以上実施すること。また、将来的に直接販売事業を実施するために、把握すべき以下について調査、検討すること。

1) 漁港周辺における適当な直接販売所

（駐車場の規模、導線等の検討を含む）

2) 直接販売による漁業者の所得への影響

3) 直接販売施設の収益性（利益、経費）

② 実績報告書等の作成

試験的な魚介類の直接販売の実施状況、実施結果等を取りまとめた実績報告書を作成すること。

また、収益性が高いと考えられる漁港周辺での直接販売事業の規模や方法等を示した事業提案書を作成すること。

5. 成果品の提出

受託者は作成した実績報告書及び事業提案書を町に提出すること。

なお、実績報告書および事業提案書の納品については、それぞれ印刷物3部及び電子データ【Microsoft Word等、USBメモリー等】とする。

【実績報告書の内容】

- ・試験的な魚介類の直接販売の実施状況、実施結果（写真を含む）
- ・直接販売事業に向けた調査、検討結果
- ・その他、町が必要と認めた事項

【事業提案書の内容】

- ・収益性が高いと考えられる直接販売事業の規模や方法
- ・その他、町が必要と認めた事項

【納品場所】

すさみ町産業振興課

〒649-2621 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見 4089

電話番号：0739-55-4805

担当：和深

6 事業全体に係る留意点

(1) 著作権等及び使用料について

- ・本事業における企画等一切の著作権料及び使用料等についてはすべて委託金額内に含むものとする。
- ・本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）については、発注者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても発注者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- ・本事業による成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。

- ・ 成果物については、発注者及び発注者から許諾を得た第三者の自由な使用を認める。
- ・ 成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の利用について支障がないことを確認し、使用すること。
- ・ 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及びすさみ町個人情報保護法施行条例、その他法令に定めるもののほか、業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性の観点等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、発注者と協議し、承認を得ること。

(4) 権利の帰属等

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

(6) その他、本事業を実施するにあたり、仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、すさみ町と受注者で協議の上、業務を遂行すること。